

京都市告示第 266号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和2年8月7日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市南区東九条北河原町の全部

京都市下京区東之町，西之町，屋形町の各一部

京都市南区東九条上御霊町，東九条東山王町，東九条南山王町，東九条南岩本町，東九条東岩本町，東九条西岩本町，東九条河西町，東九条南河原町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）